

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年四月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年四月二十四日

埼玉県本庄県土整備事務所長 飯 塚 雅 彦

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 四百六十二号

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
三番地先まで	本庄市児玉町児玉字仲町七三番一 地先から同市児玉町児玉字上町一	区 間
一四・五〇〃 三〇・四六	一〇・六三〃 一〇・八六	敷地の幅員 (メートル)
八八・八二		延長 (メートル)
自転車歩行車道整備工事である。		備 考